

社援総発０２２０第１号
老老発０２２０第１号
平成３０年２月２０日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局総務課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

社会福祉法第２条第３項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護医療院を利用させる事業について

標記の事業（以下「無料又は低額介護医療院利用事業」という。）については、「社会福祉法第２条第３項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護医療院を利用させる事業について」（平成３０年２月２０日社援発０２２０第１号・老発０２２０第１号社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「局長連名通知」という。）によりお示ししたところですが、なお、運用上の留意事項として下記事項をお含みの上、その適正な運営を図っていただくよう指導方よろしくお願いいたします。

記

局長連名通知の各項目については、次の点に留意されたいこと。

１ 第一の３について

(1) 入所者のうち、生活保護法による保護を受けている者及び無料又は費用の10%以上の減免を受けた者の占める割合は、毎年4月1日から翌年3月31日までの入所人員について算定するものであること。

(2) 同一施設内に、介護医療院とその他の施設が併設されている場合、それぞれの施設類型毎に算定するものであること。

2 第一の6について

無料の健康相談、保健教育等は、毎月1回程度日時を定めて実施するよう努めることとする。

3 第一の7について

「定期的に」とは、年2回以上をいうものであること。

4 第二の2の(1)について

生計困難者を対象とする費用の減免方法として、減免を行う対象者に関する基準及び減免額に関する基準を明らかにして、これを明示すること。減免を行う対象者に関する基準及び減免額に関する基準は、施設において、地域の福祉事務所、社会福祉協議会等の関係機関と協議の上、定めること。

5 第三について

報告は、毎年定める様式及び期限等により行うこと。

6 その他

この基準制定の際、現に社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業又は同法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業（以下「無料又は低額介護老人保健施設利用事業」という。）に係る同法第69条の届出を行っているもののうち、4月1日以外の日に関護医療院への転換（病院の療養病床等又は診療所の病床の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合（無料又は低額介護老人保健施設利用事業にあつては、介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合）をいう。以下同じ。）を行うものについての当該年度におけるこの基準の3の適用については、当該転換を行う日以降の実績によるものであること。従って、管下の無料又は低額介護医療院利用事業を行う介護医療院に対しては、この期間内における実績の確保について、特段の指導を行われたいこと。